

奨学金の返還促進に関する有識者会議（第4回）議事録

1. 日時

平成20年1月30日（水曜日）13時 ～ 15時

2. 場所

ホテルグランドヒル市ヶ谷 白樺西の間（2階）

3. 議題

（1）奨学金の返還促進方策について

4. 資料

【参考資料】

1. 独立行政法人整理合理化計画（抄）
2. 機構における返還金回収の外部委託について
3. 業務・システムの最適化について

5. 出席者

市古委員（座長）、加山委員、黒葛委員、斉藤委員、宗野委員、濱中委員、藤村委員
（機構）

北原理事長、矢野理事、長谷川理事、大貫理事、佐藤監事、清水参与、栗原政策企画部長、増子政策企画部総合計画課長、山内総務部長、吉澤財務部長、富田奨学事業部長、二木奨学事業部副部長、吉田奨学事業部奨学事業計画課長、坂下情報部長、大滝情報部システム開発課長

（文部科学省）

村田学生支援課長

（（株）日本総合研究所）

上席主任研究員、主任研究員

6. 議事

（回収効率に関する比較検討について、日本総合研究所から説明）

○委員 50億円の債権の塊を一度に委託して5年間で80%の42億円を回収するという仮定の下、実際の回収額が毎年均等に入ってくることを前提条件として検討したとのことだが、均等ということは考えにくく、初年度が多く、後は逡減するのではないか。

○日本総研 その通りであるが、なぜあえて均等という前提条件を立てたかという点、現状に近い回収を考えた場合、始めのうちどのくらいの傾斜で回収できるのかという条件を置くときに、恣意的なものになってしまうからである。何らかの要因により回収スピードは変わるので、やむなく措置したものである。

○委員 延滞したからには延滞金が課されると思うが、それは考慮されていないのか。

○日本総研 考慮されていない。延滞期間8年超の債権については、半分回収できると考え、残りはまだ延滞債権として残ることになる。

○機構 42億円という額については、仮に現在の回収率78%を80%にするために回収すべき額と聞いているがどうか。

○日本総研 その通りである。

○委員 次の年に新たに増える延滞額を考慮しているか。

○日本総研 自然増加を取り込むと少し複雑になるので、42億円だけを取り出して別に管理しているという状況でのシミュレーションである。もし、自然増加を考慮するとなると、機構の全ての債権額を取り出せば可能かと思う。

○委員 自主回収の費用とは、機構が自ら回収を行う費用のことを言うのか。回収率を上げるには人を増やしたりシステムを導入したりする必要があると思うが、回収率が違ってても経費の額が同じなのはなぜか。

○日本総研 機構が自主回収するときどういう方策があるのかを考えるに当たり、実現可能性の観点から、まず確保できる予算額というものを考えた。

○委員 どのような方策により 42 億円を回収する計画を立てているのか。

○機構 短期延滞者に対する回収方策を講じ、延滞防止を図りたい。例えば、リレー口座の早期加入や、督促をもっと早い時期に行うなど、短期延滞を早期解消に向かわせる方策を講じていきたい。更なる改善についての取り組みは、この有識者会議での議論をもとに検討していきたいと考えている。

○委員 前提条件は、実態とかけ離れているのではないか。委託回収と自主回収を比較すること自体、意味があるのか疑問。

○日本総研 経済合理性で判断する資料を作成するには、回収方策に基づいた前提による費用であることと、回収方策に基づいた回収スピード、即ち傾斜配分であることが求められると思う。機構が、これまでも債権回収に工夫をしてきたのは理解できるが、改めて 42 億円の回収増となると、ダイナミックな回収方策を打ち立てなければ、説得力をもって実現できると言い切れない。回収経費については、より実態に近い回収費用を出すべきである。外部業者に対してより詳しくヒアリングを行い、調査することが必要と考える。

○委員 採用時に返還誓約書をとることは作業的に可能であるが、卒業まで奨学金を利用する前提で作成されると考えられ、途中で変更がある場合も多く、その対応がむしろ機構にとって負担増をもたらすのではないかと思う。

また、機関保証制度の利用は推進されればよいと考える。極端なことを言えば、機関保証に一本化してはどうか。代位弁済が増えると、現在の保証料では将来的に厳しいということについて言われているが、保証料のシミュレーションを具体的に行っているのか。コンサルタントのような専門的な外部機関の協力も得ながら、シミュレーションを行うべきではないかと思う。

○機構 返還誓約書の金額の変更があった場合の対応については、その変更により返還の負担が増になる場合については、本人、本人が未成年の場合は親権者、連帯保証人及び保証人から同意書を取り、証拠として残しておく必要があるが、負担が減となる場合は、同意書まで取らなくても法的に問題はないと弁護士の見解を得ている。奨学金を辞退して金額が変わった場合等についても、負担が減となる場合と同様とのこ

とである。

機構として一番問題視しているのは、退学者等から返還誓約書の提出が受けられないことである。

また、保証料のシミュレーションについては、現在行っていないが、今後実施したいと思う。

○委員 私も機関保証に一本化した方がいいと思うが、保証機関の財務基盤が大丈夫かどうか心配になる。機構が実際にどこまで代位弁済を行うのかわからないが、しんきん保証基金では、保証債務の限度額を基本財産の150倍と定めている。

○機構 もし実施できればという程度で考えている方策として、学校にも返還についての責任と自覚を持ってもらうということで、延滞している卒業生の情報を提供し、理解をしてもらった上で、当該卒業生に対し、理事長と学長の連名で請求書を送付するというものがある。ただ、この方法を実施するためには、学生から予め承認を得ておくことが必要ではないかと言われている。

○委員 実際、学生に対して債権を持っているわけではない学校が、学長と連名で請求することに違和感を覚える。この方法を実施する場合、機構と学校の関係や立場がわからない。学校は延滞している卒業生に対し、法的に請求書を出せる立場にはないと思う。

○委員 内示数の算定について、算定方式自体を見直してはどうか。奨学金を貸す基準となるのは学力だと思う。特に第二種奨学金については、奨学金の本来の趣旨から考えて、ある一定の学力基準を満たしている者に貸すべきではないか。

また、延滞者の割合が高い学校名を公表することについては、大学関係者の立場としては、あまり賛成できない。

○機構 内示数の算定について、第一種奨学金の場合、各学校の入学実員を最も重視し、次に採用実績、その次に延滞率及びリレー口座の加入率を一番低い要素として算定している。第二種奨学金の場合、希望者を幅広く採用するという観点から、採用実績を最も重視し、次に入学実員、リレー口座加入率、延滞率を、それよりは低い要素として算定している。

延滞率の比重を高めるといような措置を施すことで、大学に対し、返還についての責任感を持ってもらい、学生への教育的指導をする立場にあることの認識を持ってもらいたいという意図がある。

○委員 理事長と学長の連名で請求書を出すことに違和感があるとの意見があったが、請求書ではなく、協力を求めるような文章にするなど、別のものであれば連名で出すことができるのではないか。延滞者個人の情報を学校に提供していないのか。

○機構 個人の情報の提供は行っていない。

○委員 延滞しているのが誰なのかわかっている方が、大学も対策を立てやすいかもしれない。恐らく、延滞する学生にはパターンがあると思うので、大学関係者の立場からすれば、奨学生として推薦する際も考慮することができると思う。

○文科省 行政改革・独立行政法人見直しに関する検討で、機構の奨学金の延滞率が高いとの指摘を受けているが、そこで出された意見としては、大学に対してもっと働きかけてはどうかということであった。延滞率の高い大学は、そのような状況になったことに対する指導の面からの一定の責任があるとも考えられる。アメリカでは、ある基準の延滞率を超えた大学については、連邦奨学金を出さないという措置を取り、それにより延滞率が大幅に改善したと聞いている。また延滞率の高い学校を公表することについても、再三指摘されてきた。

大学は、教育機関としての立場がある一方、機構の奨学金の対応窓口となっているため、機構と大学が、学生の卒業後も連携を取れるような体制作りが必要ではないかとの意見もある。さらに、誰が延滞しているのかがわかれば対策も立てられるのだが、ということであった。これは、延滞率の高い大学の関係者から聞いた話である。

○機構 新規返還者に対し9月上旬に理事長名と学長名でお知らせをしている。その他に、各学校に対しその学校の延滞率を通知する際、全学校の平均の延滞率をあわせて伝えているので、自分の学校の率と比較判断はできる。今年度の通知文には、かなり延滞率の悪い大学に対しては、特段の配慮をお願いする旨の文章を入れている。延滞率の高い学校は、だいたい決まっており、どこかポイントはあると思う。延滞率の低い学校の奨学生に対する指導のノウハウを伝えることも必要と考える。

○委員 延滞率の低い学校のノウハウを把握しているのか。

○機構 延滞率の高い学校に対して、返還説明会の際に指導はしているが、延滞率の低い学校への特段のコンタクトは取っていない。

○委員 そもそも延滞率が高いというが、以前の会議の際も申し上げたが、本当に延滞率が高いのか。メガバンクと比べればともかく、個人向けの無担保・小口債権であることを考えると、それほどひどいとは思えない。もちろん回収率がよいに越したことはないが、議論のスタートを回収がとても悪いというところから始めるとずれてしまうのではないか。

また、督促状に学長名を連名で入れることについては、私も違和感がある。

リレー口座については、奨学金振込口座が自動的にリレー口座になれば、シンプルである。就職でメインバンクが変われば、本人が手続きをして口座を変えればよい。

督促の方法については、振替不能の回数毎に連帯保証人や保証人に請求を行ったり、行わなかったりということは、以前の会議で申し上げたように違和感がある。一度連帯保証人や保証人に請求したのであれば、その後は毎回請求するという方法が、オーソドックスな方法であると思う。

費用対効果の分析については、先ほどの説明では判断しかねるという観点から意見を申し上げたところである。

回収率を上げることについては、毎年度のフローの話になるが、機構のデッドストックの分が残っていると、回収率が上がっても財務諸表が改善しない。デリケートな問題だが、債権売却等についてどこかの段階で検討しないと、抜本的解決にならないのではないか。

○機構 延滞率が高くないのではという御指摘については、国の政府借入金や財政融資資金借入金を借り入れて貸付を行い、また運営費交付金も国からもらっている以上、どうしても厳しい目で見られてしまう。

リレー口座との関係では、奨学金の振込口座を即返還の口座にしてはどうかという趣旨だと思うが、現在振込口座とリレー口座で取扱機関が異なっている。ゆうちょ銀行は振込口座の取扱いに入っていない一方で、リレー口座の取扱いには含めている。こうしたことから、振込口座を全員が直ちに返還口座にはできない状況にある。また

返還時に親の口座を登録するケースも多い。採用決定時に返還誓約書を取るとともに、その段階でリレー口座に加入してもらえば、中途退学者からの徴収漏れを防止することができる。卒業段階で口座の変更を希望する者もあるので、その際は、また提出してもらおうとよいのではないか。

○委員 諸事情から、振込口座をそのままリレー口座とはできないということか。どうしてゆうちょ銀行は、振込口座としていないのか。

○機構 当初振込という制度がゆうちょ銀行ではなかったためである。なお、振込時は契約は不要だが、引き落とす時は、返還者と金融機関との間での契約が必要になる。このため、振込口座をそのまま引き落とし口座とすることはできない。

○機構 大学の協力が一番大事であると考え。機構は、学生個人を支援するというより、学生を支援する学校を支援していると言える。適格認定は、学校側で認定を行い、また、大学院の成績優秀者免除についても、学長を必ず含め、大学ぐるみで推薦者を決定している。このような状況を踏まえ、奨学金の返還について、大学に責任を持って協力してもらい、卒業後2～3年は一緒に取り組むことを考えたい。住所不明者を探すだけでも大変な状況にあるので、卒業後も学校に関わってもらえると、だいぶ状況が変わると思う。

理事長と学長の連名で督促することは、機構の負担が大きくなる考える。法律的な問題もあるが、毎年どこかの学校で学長名が変わるため、事務的な対応が大変である。学校と一緒に取り組めば、回収率が向上するのではないか。

○委員 学生が学費を払えないと相談してきた時、学校としては、第一に何とか卒業させようとする。卒業するのとしらないのとでは、その後の資力が違ってくるためである。それが、返還促進のために大学が行う第一の取り組みであると考え。

また、最近就職しても、すぐ辞めてしまうケースが多い。私の大学では、卒業後何年経っても就職の世話をすが、そうした取り組みも幅広く好事例として扱ってほしい。

○委員 個人情報情報機関への情報提供について、延滞者の多重債務化防止という観点もあろうが、ペナルティを科すという観点もあると考える。延滞者に対する一番の

ペナルティは法的措置だが、もっと早い段階で別のペナルティを科せないか。マレーシアでは、政府が延滞者の名簿を入国管理局に渡し、出国を差し止めたというケースもあるようである。これは極端な例かもしれないが、例えば、他の省庁と協力して何らかのペナルティを科すことはできないのか。奨学金が国からの資金である以上、そのようなペナルティを検討してもいいのではないか。

○委員 現在、国の機関と連動して延滞者にペナルティを科すことは行っているのか。

○機構 現時点では特に行っていない。他の民間金融機関ではそのようなペナルティがあるのか。

○機構 民間金融機関でも、おそらく無いのではないか。個人情報保護の観点から、貸与の際、奨学金の業務執行の必要に限定して個人情報を扱う旨の契約を取り交わしている。仮に延滞とそうしたペナルティをリンクさせると、貸与開始時にどこまで契約上具体的に取り交わすか、法的な整理が必要となる。また、そうしたペナルティが適切かどうかも含め、検討する必要がある。

○委員 あくまで多重債務防止の観点から、個人情報情報機関へ登録するということになるのだろう。

○委員 機構は、確認書を取る段階で、個人情報をサービサー等に提供することについて同意を取っているというが、学校側が入手した個人情報を、返還の必要に応じて機構に対して提供することについて、現時点では学生の同意を取っていないと思う。そうした同意を取ることを学校に求めれば、機構と学校の情報交換を密にできるのではないか。

○委員 大学側では、機構に卒業生の個人の情報を渡すことを約束していないと思うがどうか。

○委員 行っていない。個人情報を提供するには、学生の事前了解が必要である。

○機構 民間金融機関のローンは、返すことができる人に貸している。機構では、未

知数の人、社会人になる前段階で、資力面の審査をせずに貸している状況もあるので、卒業後しばらくは大学と共同で対応する必要があるのではないか。学校側で適格認定を毎年行っているながら、卒業後は関知しないということで、学生の状況がつかめなくなっている。

○委員 卒業生の住所や勤務先については、同窓会が把握しているが、同窓会情報を機構の求めに応じて提供できるよう検討するということか。

○委員 包括的な提供は必要は無いが、確認書や返還誓約書を出す段階で、個別に個人情報提供についての了解を取っておけば、後で機構が照会した際回答しても問題はないのではないか。同意することを貸付の条件とすれば、個人情報保護の観点から問題は生じない。

○委員 国立大学は同窓会と分離している。法人化で状況は変わったが、卒業生情報の整備が進んでいない状況がある。ただ、機構のニーズ以外にも必要な情報なので、今後整備が必要であろう。奨学金を借りる人に対しては、機構側に情報を提供することがあり得るということを最初に確認しておけば問題ないと思う。

○機構 同窓会全体ではなく、学校の奨学金担当係が、卒業後数年追っていただければよいと思う。

(以上)